

# 岐阜県公報

## 目 次

公安委員会規則  
岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

( 交通規制課 )

ページ  
一

## 公安委員会規則

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

岐阜県公安委員会

委員長 鈴 木 嘉 進

岐阜県公安委員会規則第六号

岐阜県道路交通法施行規則の一部を改正する規則

岐阜県道路交通法施行規則(昭和三十五年岐阜県公安委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第三一般国道四十一号の項に次のように加える。

高山市冬頭町一五〇九番一地先から

同 市上切町九一番一地先まで

別表第三一般国道百五十六号の項中「関市下有知字新屋敷二七四六番六地先」を「美濃市松森字上市上五六三番九地先」に改め、同表一般国道百五十八号の項に次のように加える。

高山市上切町九一番一地先から

同 市清見町夏蔵字西ヶ洞一一七七番三地先まで

別表第三一般国道二百四十八号の項に次のように加える。

関市倉知佃二五〇三番一地先から

同市山田門田七六番一地先まで

岐阜県公報 号外 毎週

( 火曜日 )  
( 金曜日 )

発行

( 休日 )  
( 休日に当たる )  
( ときは翌日 )

平成二十年四月一日

別表第三県道岐阜美濃線の項に次のように加える。

美濃市松森古屋敷一八九番九地先から  
同 市松森字上巾上五六三番九地先まで

別表第三中津川市道の項中「中津川市駒場四四七番四五地先」を「中津川市駒場字青木四四七番四地先」に、「同 市同 一番三地先」を「同 市中津川字上金一一〇一番二地先」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

平成二十年四月一日印刷  
平成二十年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

印刷者 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
印刷所 岐阜市三輪ふりとびあ十三  
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))  
岐阜文芸社